

# 島根・稲城遺跡

- 1 所在地 島根県簸川郡斐川町大字出西
- 2 調査期間 一九九一年(平3)一〇月
- 3 発掘機関 斐川町教育委員会
- 4 調査担当者 金築 基
- 5 遺跡の種類 遺物散布地
- 6 遺跡の年代 平安時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



稲城遺跡は、県道改良事業に伴う試掘調査によって確認された遺跡で、斐川町南部に所在する仏経山を主峰とする尾根筋より、北に派生する低丘陵の縁辺部に位置する水田地帯にある。標高は、八m前後を測る。『出雲国風土記』にみえる出雲郡出雲郷にあたる。この県道改良予定地内には、本遺跡より西約二二〇mに奈良〜平安時代にかけての倉庫跡が検出された

後谷V遺跡、東約三〇〇mには七世紀末〜八世紀初の軒丸瓦が出土している小野遺跡が存在する。

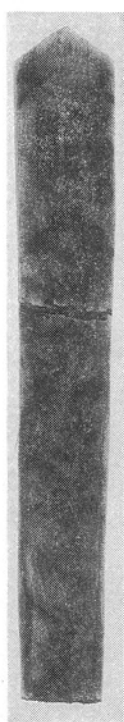
調査の結果、水田面下一・〇〜一・五mに堆積しているオリーブ黒色土より、呪符木簡一点と須恵器壺片一点が出土した。須恵器は平安時代前期のものであるが、木簡との共存関係は不明である。

## 8 木簡の积文・内容

(1) 「符籙」如律令

(179)×26×4 019

上端は圭頭状をなすが、下端は欠損のため不明である。上部に「イ点」を、下部に「如律令」の呪句を記している。なお、本木簡には「急々」の呪句は記されていない。中に記されている符籙は「日」と「口」の文字を組み合わせたものである。



(金築 基)